平成２８年

第１回 農地部会（定例会）議案

平成２８年１月８日

前橋市農業委員会

平成２８年　第1回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年1月８日　　午後３時００分
・閉会日時　　平成２８年1月８日　　午後４時１６分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室
・出席委員（１９名）

１番　金子　賢太郎	２番　木村　隆一	３番　近藤　登	４番　星野　好孝
５番　江原　弘	６番　関口　喜弘	７番　小堀　清	８番　深町　冨士雄
９番　宮本　武夫	１０番　岡　賢一	１１番　青木　登美夫	１２番　太田　朗
１３番　星野　研一	１４番　関根　由彦	１５番　萩原　秀治郎	１６番　木村　謙
１７番　大﨑　玉雄	１８番　猪熊　克己	１９番　根岸　惠夫	

・事務局出席者

事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治　　主任　根岸　広和
主任　　島崎　勝　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子

・その他の出席者

農業委員会長　堀越　恒弘
農林課主事　　栗原　拓郎

・付議事件

（１）議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第２号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（３）議案第３号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（４）議案第４号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（５）議案第５号　　農地一時転用許可期限延長願いについて（４条）
（６）議案第６号　　公売農地の買受適格証明願について（転用目的）
（７）議案第７号　　農地法第１８条第１項の規定による許可申請について
（８）議案第８号　　耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について

・報告事項

（１）第１号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第２号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第３号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第４号　　現況証明交付状況について
（５）第５号　　農地法第４条、第５条の規定による農地転用許可処分について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２８年第１回農地部会を開催いたします。なお、全員出席であります。従いまして在任委員１９名中１９名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２２条第４項で準用する第２１条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、大崎部会長から、ごあいさつを申し上げます。

大崎部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、大崎部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《大崎部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第１回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。１１番　青木　登美夫委員、１５番　萩原　秀治郎委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議　長　**議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請**について、整理番号１番から１７番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積、稼動力を朗読、説明。）

整理番号１番は高崎市と同時申請案件で、高崎市で１月７日開催の部会で１，０１５㎡が許可となり、５反要件を満たしております。また、一般法人の申請で契約書に解除条件が明記されています。整理番号１２番、１３番は農業委員会斡旋の交換申請、交換の相手方農地が５反に達しない場合でも、農地法第６条許可の例外を適用することができます。

なお、整理番号１番から１７番においては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１番については現地調査を、整理番号１４番、１６番、１７番については、面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１５番委員（３班班長）　現地案内図３条の１をご覧ください。申請地は、上毛電鉄赤坂駅から北へ600ｍに位置し集団農地の一角に位置する第１種農地です。申請理由は、営農型太陽光発電により売電売上を確保することと、農業経営の安定的なマネジメントに取組みたい。前橋市には、タマリュウを栽培する前例があること、更に営農型太陽光を設置する場所として適しているため、申請しました。申請地は第１種農地でありますが、営農型太陽光発電のため許可相当と判断しました。

現地案内図３条の１４をご覧ください。申請地は、上毛電鉄膳駅から北へ約400ｍと800ｍに位置し、農地と宅地が混在する農用地区域内です。申請人は、新規で就農を予定しており申請により、畑5,122㎡を借用し、露地野菜作付けの農業経営をしたく申請。面接には、本人が来られました。申請人は現在、伊勢崎市の法人で、食品の生産加工をしています会社で、主にナスの栽培をしてきたそうです。粕川町の生産法人の紹介で農地を借用し、農業経営を開始し、農業経営はナス、チヂミホウレン草を中心に、年間４００万円の売上げを見込んでおり、大型トラクター等は粕川の生産法人から借用します。今年３月までに、粕川町に移転するそうです。調査班としては、農業に取組む意欲も見られますので、許可相当と判断しました。

現地案内図３条の１６・１７をご覧ください。申請地は、農用地区域内で、適正に管理されています。申請法人は農業生産法人を目指し平成２６年９月２２日に設立した会社です。本件設定人が所有する農地を、使用貸借により借り受け事業を展開していきたそうです。面接には、代理人と本人が来られました。現在の個人経営を生産法人にし、６次産業

化をめざし、食品加工にも力を入れていきたい。内容としては、大豆、落花生を中心に赤城の恵のピーナッツバター、豆腐、ジャム等の生産に力を入れ、現在、3.5ヘクタールを10ヘクタール位まで拡大したい。トラクター２台、管理機、乾燥機を所有。また、認定農業者の申請もしたいとのことです。調査班としては、農業経営に対して意欲も見られ、遊休農地の解消にもつながるため、許可相当と判断しました。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１７番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１号　農地法第３条の規定による許可については、整理番号１番から１７番までを許可とすることに決定いたします。なお整理番号１番については、高崎市と同時申請により、５反要件を満たすため、高崎市と同日の許可となります。

議　長　　次に、**議案第２号　農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可**について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書、変更内容、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第２号　農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

議　長　　次に**議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請**について

整理番号１番から６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

なお、整理番号１番から６番は議案書にありますとおり、農地法第４条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　　なお、整理番号６番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１５番委員（３班班長）　　現地案内図４条の６をご覧ください。申請地は、市消防局東消防署宮城分署から西に約100mに位置し、周囲は北側は、県道上神梅大胡線、東側は市道を挟んで農地、南側と西側は農地で農地と住宅が点在する農用地域内です。申請地は道路から低く、雨水の流入により作物に影響が大きいため、客土し道路を平らにしたい。面接には本人が来られました。土砂の搬入計画では約半年間350㎥を入れるそうです。搬入業者は、数か所のストックヤードを持っており、これから出る良質の建設残土と、ストックヤードの土砂を入れる。搬入費用は無料です。被害防除は、南側は法面を作り、芝を張り表土を剥いで土砂を入れる。周囲はロープを張り、バリケードを造るとのことです。調査班としては許可相当と判断しました。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１番委員　　整理番号６番ですが、ストックヤードについての聞き取りはしましたか。

高山副主幹　　はい。申請人が確認に行かれ、業者の各資材置場にダンプ１０台～２０台分くらいはあ

るとのことです。石が若干混じっていますが、申請人が搬入するときに取り除くとのことです。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から６番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から６番までを許可とすることに決定いたします。

議　長　なお、許可処分については群馬県農業会議の意見を聴いて、意見が「許可妥当」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議　長　次に**議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請**について

整理番号１番から１８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

議　長　なお、整理番号１番から１８番は議案書にありますとおり、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１６番については、現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１５番委員（３班班長）　現地案内図５条の１６をご覧ください。申請地は、上毛電鉄赤坂駅から北へ600mに位置し集団農地の一角に位置する第１種農地です。申請理由は営農型太陽光発電により売電売上を確保することで農業経営の安定化に取組みたい。前橋市にはタマリュウを栽培する前例があること、更に営農型太陽光を設置する場所として適しているため申請しました。申請地は第１種農地でありますが、営農型太陽光発電のため、許可相当と判断しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１８番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１番から１８番までを許可とすることに決定いたします。

議　長　つづきまして、整理番号１９番は、申請関係者に４番委員が該当しますので、一時退室をお願いいたします。

議　長　整理番号１９番につきまして、事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

整理番号１９番は議案書にありますとおり、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（異議なしの声あり）

議　長　異議なしの声がありましたので、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１９番を許可とすることに決定いたします。

議　長　整理番号１９番については、審議が終わりましたので、４番委員の入室を許可いたします。

議　長　なお、許可書の交付については、法第４条と同様の扱いとなります。

議　長　次に**議案第５号　農地法第４条の規定による許可申請・一時利用期限延長**について

整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由、延長期限を朗読、説明。）
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第５号　農地法第４条の規定による許可申請・一時利用期限延長については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に**議案第６号　公売農地の買受適格証明願・転用目的**について 整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、公売実施機関、売却区分番号、公売期日を朗読、説明。）
議　長	なお、整理番号１番については、現地調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
１５番委員 （３班班長）	現地案内図整理番号１をご覧ください。申請地は、市立大室小学校から北西に約800ｍに位置し、周囲は、北側と東側は農地、南側は宅地、西側は県道苗ヶ島・飯土井線を挟んで宅地と、集団農地の辺縁部に位置する第１種農地です。申請法人は、太陽光発電に適した条件の土地が公売物件としてありましたので取得し、化石燃料を使わず電気代やエネルギーコストを極力削減するコンサルティングや、自家用発電の提案により、豊かな生活を次世代につなげるため申請したそうです。申請地は集団農地（１０ヘクタール以上）、第１種農地の区域内の場合は、「転用は原則不許可」となり、太陽光発電は認められないため、調査班としては、不適格相当と判断しました。
議　長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を不適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第６号　公売農地の買受適格証明願・転用目的について、整理番号１番を不適格とすることに決定いたします。
議　長	次に**議案第７号　農地法第１８条第１項の規定による許可申請**について 整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
島崎主任	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、貸借形態を朗読、説明。）
議　長	なお、整理番号１番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
１５番委員 (３班班長)	現地案内図の１８条１項をご覧ください。申請地は、市立時沢小学校から南西に1.6ｋｍに位置し、周囲は農地に囲まれた、土地計画区域内の用途地域です。申請地は、貸人と借人の小作地でありますが、平成２３年１２月１１日に借人が死亡し、平成２４年３月頃より借人の妻が耕作できないため、貸人が管理しています。農地法第１８条６項による合意解約の手続きについて、借人の相続人に同意を依頼したが同意に至らなかったため、農地法第１８条１項による申請をしました。面接には代理人、借人の妻が来られました。小作契約は親の代からで、自宅から遠いため、小作料年額15,000円で貸していたそうです。解約後の利用は、貸人が高齢のため、他に貸したいとのことです。借人も死亡され、農業経営もしてないため、調査班としては、許可相当と判断しました。
議　長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、

ご質問をお願いします。

１番委員　小作契約の書類は残っているのですか。

齊藤係長　農業委員会にあります旧小作台帳に、今回の申請の契約が記載されております。通常合意されれば解約できます。１８条１項の解約できる許可の要件として、①賃借人が信義に反した行為をした場合・賃借人が適切に農地を管理しなかった場合、②農地を農地以外のものにすることを相当とする場合・農地以外の転用に適している場合、③賃貸人がその農地を耕作の事業に供することを相当とする場合。１８条１項は県の許可案件になり、最終的には県の判断になります。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番については、知事処分のため許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議　長　全員賛成でありますので、議案第７号　農地法第１８条第１項の規定による許可申請について、整理番号１番を許可相当とすることに決定いたします。

議　長　次に、**議案第８号　耕作放棄地に係る農地法第２条・第１項の「農地」に該当するか、否かの判断**について

前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

栗原主事　◇（議案書・別紙資料、地目、面積を朗読、概要説明。）

議　長　なお、本件については、調査班により現地調査を実施しておりますので、農地部会長職務代理の深町委員より、報告をお願いします。

８番委員　それでは、議案第８号　耕作放棄地に係る、農地法第２条・第１項の「農地」に該当するか、否かの判断について調査班の報告を行います。

別冊資料の「農地・非農地判断調査表」をご覧ください。現地調査につきましては、昨年１２月２１日の資料のとおり、農業委員７名の調査班で実施しましたので、調査班としての判断について、報告をいたします。

土地番号１番については、１ページから４ページをご覧ください。該当地は３ページの公図のとおり、周囲を山林・原野等に囲まれ、一部農地に面していますが、農振農用地区域外となっております。該当地は荒廃が進み山林化しており、農地として再生利用が困難であり、非農地と判断いたします。

土地番号２番については、５ページおよび１３ページから１５ページをご覧ください。当該地は１４ページの公図の斜線部分の一番上となりますが、周囲を山林等に囲まれ、急傾斜地となっている農振農用地区域外となります。当該地は荒廃が進み山林化しており、農地として再生利用が困難であり、非農地と判断いたします。

土地番号３番については、６ページおよび１３ページから１５ページをご覧ください。該当地は１４ページの公図の斜線部の上から２番目となりますが、土地番号２番と同様な現況となしますので、非農地と判断いたします。

土地番号４番については、７ページおよび１３ページから１５ページをご覧ください。該当地は１４ページの公図の斜線部の上から３番目となりますが、土地番号２番と同様な現況となりますので、非農地と判断いたします。

土地番号５番については、８ページおよび１３ページから１５ページをご覧ください。該当地は１４ページの公図の斜線部の上から４番目となりますが、土地番号２番と同様な現況となりますので、非農地と判断いたします。

土地番号６番につては、９ページおよび１３ページから１５ページをご覧ください。該当地は１４ページの公図の斜線部の上から５番目の右側となりますが、土地番号２番と同様な現況となりますので、非農地と判断いたします。

土地番号７番については、１０ページおよび１３ページから１５ページをご覧ください。

該当地は１４ページの公図の斜線部の上から６番目の右側となります。該当地は、雑草が繁茂している湿地ではありますが、平坦で樹木等も少なく、農地に再生利用が可能であり、農地と判断いたします。

土地番号８番については、１１ページおよび１３ページから１５ページをご覧ください。該当地は１４ページの公図の斜線部の上から５番目の左側となりますが、土地番号７番と同様な現況となりますので、農地と判断いたします。

土地番号９番については、１２ページから１５ページをご覧ください。該当地は１４ページの公図の斜線部の上から６番目の左側となりますが、土地番号７番と同様な現況となりますので、農地と判断いたします。

土地番号１０番については、１６ページおよび２２ページから２４ページをご覧ください。該当地は２３ページの公図の斜線部の下の左側となります。該当地は、周囲を山林・雑種地等に囲まれ、竹が繁茂している平坦地で、農振農用地区域外となりますが、樹木等は少なく、農地に再生利用が可能であり、農地と判断いたします。

土地番号１１番については、１７ページおよび２２ページから２４ページをご覧ください。該当地は２３ページの公図の斜線部の下から２番目となりますが、土地番号１０番と同様な現況となりますので、農地と判断いたします。

土地番号１２番については、１８ページおよび２２ページから２４ページをご覧ください。該当地は２３ページの公図の斜線部の上から２番目となりますが、土地番号１０番と同様な現況となりますので、農地と判断いたします。

土地番号１３番については、１９ページおよび２２ページから２４ページをご覧ください。該当地は２３ページの公図の斜線部の下の中央となりますが、土地番号１０番と同様な現況となりますので、農地と判断いたします。

土地番号１４番については、２０ページおよび２２ページから２４ページをご覧ください。該当地は２３ページの公図の斜線部の下の右側となりますが、土地番号１０番と同様な現況となりますので、農地と判断いたします。

土地番号１５番については、２１ページから２４ページをご覧ください。該当地は２３ページの公図の斜線部の１番上となりますが、土地番号１０番と同様な現況となりますので、農地と判断いたします。以上で、耕作放棄地に係る、農地法第２条・第１項の「農地」に該当するか、否かの調査について調査班の報告を終わります。

議　長　以上で事務局の説明および調査班の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

３番委員　非農地と認定された場合、登記簿上の手続きはどのようになるのですか。

齊藤係長　非農地と判断された場合、農業委員会証明で非農地通知を所有者に送付いたします。ご本人がそれを持ちまして地目変更をすることは可能です。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。土地番号７番から１５番を農地とし、土地番号１番から６番を非農地に該当すると判断することに、賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第８号　耕作放棄地に係る農地法第２条・第１項の「農地」に該当するか否の判断については、土地番号７番から１５番を農地とし、土地番号１番から６番を非農地に該当すると判断することに決定いたします。

議　長　なお、非農地通知書については、直接所有者に交付し、制度の周知、さらには地目変更等の諸手続きについて説明するものといたします。

議　長　次に、２１ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第１号から第５号までとなっております。

第１号から第４号までの報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	７件
○法第５条の届出書の受理状況	２０件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	１７件
○現況証明交付状況	２件

報告事項第５号は、１２月部会において許可とした法第４条・５条の農地転用許可申請について、農業会議の意見が「許可妥当」でありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後４時１６分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年１月８日

議　長

署名人

署名人